

八街市立図書館視聴覚教材及び教具の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市立図書館（以下「図書館」という。）の管理する視聴覚教材及び教具（以下「教材等」という。）の貸出しに関し、八街市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成3年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(教材等)

第2条 図書館より貸し出す教材等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館が所蔵する16ミリフィルム、ビデオテープ、DVD、CD及びCD-ROM
- (2) 図書館が所有する16ミリ映写機、プロジェクター、スクリーン、暗幕、ビデオカメラ、OHP、OHPテーブル、スライド映写機、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、ラジカセ、ビジュアルプレゼンター、スピーカー、アンプ、電源延長コード、照明機器、三脚、スタンド、編集機、モニタAV補助機器、映像音声コード、レーザーポインター、指示棒、ポータブルワイヤレスマイクセット、デジタルボイスレコーダー及びマイクロフォン

(貸出しの予約)

第3条 規則第14条の2に規定する団体が教材等の貸出しの申込みをすることができる期間は、次に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める日から貸出しを受けようとする日の前日までとする。

- (1) 市内の学校及び官公署 貸出しを受けようとする日の6ヶ月前
- (2) 社会教育関係団体、会社その他の館長が適当と認める団体 貸出しを受けようとする日の1ヶ月前

(貸出し期間)

第4条 教材等の貸出し期間は、1団体あたり貸出しを受けた日から起算

して7日以内とする。

(貸出しの申請)

第5条 教材等の貸出しを受けようとする団体は、八街市立図書館視聴覚教材等貸出申込書(別記様式)により申込みをしなければならない。

(貸出しの制限)

第6条 館長は、教材等の貸出しを受けようとする団体が、次のいずれかに該当するときは、貸出しをしないことができる。

- (1) 営利のために利用すると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動のために利用すると認められるとき。
- (3) その他図書館長が不適當と認めるとき。

(転貸の禁止等)

第7条 教材等の貸出しを受けた団体は、教材等を転貸してはならない。

2 教材等の貸出しを受けた団体は、教材等を第三者に使用させてはならない。

3 教材等の貸出しを受けた団体は、教材等に係る著作権を侵害する行為をしてはならない。

(損傷等の届出)

第8条 教材等の貸出しを受けた団体が視聴覚教材等を損傷し、又は紛失したときは、直ちに館長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。